

【Question 一覧】

1. 通所系サービス事業所において「これをしたら十分」といった感染予防対策は示されていますか。
2. 通所系サービス事業所に来所時の症状確認のために推奨される方法にはどのようなものがありますか。
3. 通所系サービス事業所でのリハビリ場面における感染予防対策（利用者・職員）はどうしたらよいですか。
4. 通所系サービス事業所でのリハビリ場面における感染予防対策（環境）はどうしたらよいですか。
5. 老人保健施設において通所利用者と入所者それぞれのリハビリ場所はどちらがよいですか。
6. 通所系サービス事業所での外出練習に対する感染予防対策はどうしたらよいですか。
7. 通所系サービス事業所での集団リハ時の感染予防対応で注意する事は何がありますか。

No.	感染対策-1
Question	通所系サービス事業所において「これをしたら十分」といった感染予防対策は示されていますか。
Answer	絶対に十分と言える感染予防対策は示されていません。職員、利用者ともに「3つの密」を避け、標準予防策に加えて感染経路別予防策を徹底することを基本とし、職員自身の健康管理、感染対策も万全にした上で、各施設の特徴に合わせて下記の感染予防対策を講じましょう。 【来所前にすること】 ・可能な限り来所時間が重ならないように調整します。[1] ・利用者同士が手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離を保つ等、利用者の配置を考えます。[1] ・送迎車に乗る前に、利用者の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断る取扱いとします。[1] 【来所時にすること】 ・施設の入り口などで密集しないように注意しましょう。[1] ・マスクを着用し、施設に入る前にアルコールで手指消毒を徹底しましょう。[1] 【環境面での予防策】 ・手すり、ドアノブなど接触頻度の高い共有部分をアルコールあるいは0.05%次亜塩素酸ナトリウムによる清拭で消毒します。[2] ・開窓による換気は2方向以上で行い、風の流れることができるように施設状況に合わせて工夫します。[3] ・窓がない場合はサーキュレーターなどを設置して換気を図ります。[4]
参考・引用	[1]厚生労働省. 社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2) (2020年4月7日) p11-12 https://www.mhlw.go.jp/content/000619845.pdf [2]国立感染症研究所. 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理(改定2020年5月20日) p4 https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200520.pdf [3]日本環境感染学会. 高齢者介護施設における感染対策第1版(2020年4月3日) p4 http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/koreisyakaigoshisetsu_kansentaisaku.pdf [4]日本環境感染学会. 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第3版(2020年5月7日) p8 http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/COVID-19_taioguide3.pdf

No.	感染対策-2
Question	通所系サービス事業所に来所時の症状確認のために推奨される方法にはどのようなものがありますか。
Answer	新型コロナウイルスの主な症状としては、発熱、咳、筋肉痛、倦怠感、呼吸困難などが比較的多くみられ、頭痛、喀痰、血痰、下痢、味覚障害、嗅覚障害などを伴う例も認められます。ただし、発熱の程度はさまざまであり、感染者が必ずしも発熱を認めるわけではないことに注意しましょう。ウイルスを施設内に持ち込まない、拡大させないために、来所場面での症状確認の留意点を以下に記載します。[1] ・利用者に通所前の自宅での体温測定（目安として 37.5℃）を依頼し、発熱や咳嗽等の呼吸器症状がある場合は利用を控えてもらいます。受診等に当たっては、厚生労働省による「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を参考にします。[2,3] ・来所時に体温、血圧、脈拍、経皮的動脈血酸素飽和度などのバイタル測定を行います。 ・症状確認のための健康管理チェックシートを作成し、熱、咳、痰、咽頭痛、倦怠感、味覚障害、嗅覚障害などの聞き取りを行います。[4] ・ご家族や濃厚接触者のなかに新型コロナウイルスの感染者や疑いのある者がいないかを確認します。濃厚接触の疑いがある場合は、症状を慎重に確認し、利用を控えてもらう、個室での管理などの方法を検討します。
参考・引用	[1]日本環境感染学会．医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第3版（2020年5月7日）p2 http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/COVID-19_taioguide3.pdf [2]厚生労働省．社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（2020年4月7日）p12 https://www.mhlw.go.jp/content/000619845.pdf [3]厚生労働省．新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安（2020年5月11日） https://www.mhlw.go.jp/content/000630286.pdf [4]日本環境感染学会．高齢者介護施設における感染対策第1版（2020年4月3日）p4 http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/koreisyakaigoshisetsu_kansentaisaku.pdf 追補図2 http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/koreisyakaigoshisetsu_zu2.pdf

No.	感染対策-3
Question	通所系サービス事業所でのリハビリ場面における感染予防対策（利用者・職員）はどうしたらよいですか。
Answer	利用者・職員ともに 3 密を避けソーシャルディスタンスを考慮することが望ましいです。 【利用者、職員の対策】 ・職員、利用者ともに手指衛生の励行を徹底しましょう。特に個別リハビリなど利用者と接触する前後は、職員の手指衛生を徹底しましょう。[1,2] ・不特定多数の利用者が触れる可能性のある手すりなどの使用は避けるよう配慮しましょう。 ・濃厚接触の観点から、15 分以上の接触や、近い距離で対応した場合は 3 分以上でも感染リスクが発生する可能性があることも考慮しましょう。[3] ・声を出す機会を最小限にすることや、声を出す機会が多い場合は咳エチケットに準じてマスクを着用することを考慮しましょう。[1] ・リハビリ前には、健康状態を把握するため栄養状態の把握や食事摂取状況、定期的な体重測定、バイタルサイン（体温、脈拍、血圧等）測定等が有効です。[4] ・心肺機能の維持強化等の観点から、実施しないこととのデメリットも合わせて総合的に検討しましょう。[5] ・集団でのリハビリはできるだけ回避するようにしましょう。[5]
参考・引用	[1]厚生労働省. 社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（2020 年 4 月 7 日） p11 https://www.mhlw.go.jp/content/000619845.pdf [2]満田年弘（監訳）. 医療現場における手指衛生のための CDC ガイドライン, 国際医学出版, p49-50 http://www.imp-kokusaiigaku.com/support/download/CDC_handhygiene.pdf [3]日本環境感染学会. 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド 第3 版（2020 年 5 月 7 日） p8, p13 http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/COVID-19_taioguide3.pdf [4]厚生労働省. 高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版（2019 年 3 月） p33 https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf [5]日本環境感染学会. 高齢者福祉施設従事者のための Q&A（第 2 版）（2020 年 5 月 26 日） p2-3 http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/koureisasyashisetsu_Q%EF%BC%86A_2.pdf

No.	感染対策-4
Question	通所系サービス事業所でのリハビリ場面における感染予防対策（環境）はどうしたらよいですか。
Answer	利用者が利用するリハビリ機器（マシン、エルゴメータなど）や物品（重錘など）、プラットフォーム、手すりなどの物品や環境面での予防対策を考慮しましょう。 【環境の設定】 ・可能な限り同じ時間帯、同じ場所での実施人数を減らします。[1] ・利用者同士が手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離を保つよう椅子の設置やプラットフォームの位置など環境整備します。[1] ・清掃を徹底し、共有物（手すり等）やリハビリ機器（マシン、平行棒、エルゴメータのグリップなど）については必要に応じて消毒を行います。[1,2] ・リハビリで使用する物品は最小限に止め、使用した際には消毒を行います。[1] ・開窓による換気は2方向以上で行い、風の流れることができるように各施設状況に合わせて工夫が必要です。可能であれば定期的（1時間に1回程度、1回10分程度）な換気を行うことが望ましいです。[2] ・窓がない場合は、サーキュレーターなどを設置して換気を図りましょう。[3]
参考・引用	[1]厚生労働省．社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（2020年4月7日）p11-12 https://www.mhlw.go.jp/content/000619845.pdf [2]日本環境感染学会．高齢者介護施設における感染対策 第1版（2020年4月3日）p4-5 http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/koreisyakaigoshisetsu_kansentaishaku.pdf [3]日本環境感染学会．医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド 第3版（2020年5月7日）p8, 13 http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/COVID-19_taioguide3.pdf

No.	感染対策-5
Question	老人保健施設において通所利用者と入所者それぞれのリハビリ場所はどちらがよいですか。
Answer	入所者は、施設外から新型コロナウイルスを持ち込む可能性は低いと考えられます。そのため、施設外での生活が中心である通所利用者が無自覚のうちに新型コロナウイルスを持ち込む可能性を考慮し、以下の対応が望ましいと思われます。[1] ・通所利用者、入所者が同一のリハビリ室を使用することは可能ですが、通所利用者と入所者が同じ時間帯に同一空間に混在することを回避できるよう配慮しましょう（ゾーニング）。具体的には、時間帯を区別し、導線に制限を設けるなどの工夫をしましょう。[1] ・職員の手指を介した感染は、感染経路として最も気を付けるべきです。[2] ・感染者がいない状況下では、居室や階数など場所を限定したリハビリを実施することを推奨する文献はありません。
参考・引用	[1]日本環境感染学会．高齢者介護施設における感染対策 第1版（2020年4月3日）p1-2 http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/koreisyakaigoshisetsu_kansentaisaku.pdf [2]厚生労働省．高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版（2019年3月）p37-39 https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf

No.	感染対策-6
Question	通所系サービス事業所での外出練習に対する感染予防対策はどうしたらよいですか。
Answer	3 密を避ける・ソーシャルディスタンスをとることを意識して実施してください。 【時間・場所の設定】 ・人が密集した時間・場所を避けて、外出時間・場所を設定します。[1,2] ・ソーシャルディスタンスを考慮した道順を選択します。[1,2] 【利用者への注意】 ・不特定多数が接触する手すり等の使用を避け、または触ったらすぐに手洗いや手指消毒を行いましょう。[1,2] 【セラピスト・利用者ともに実施】 ・セラピスト・利用者ともにマスクを着用し、話しかける際は対面を避けましょう。[1,2] *ただし、マスクを着用した場合は熱中症のリスクや身体への負荷が高くなることが予想されるため、外出前・中・後の体調管理を徹底し、運動負荷を調整するようにしてください。[1] なお、現段階では必ずしも科学的な知見が集積されている訳ではありません。今後の状況によって、逐次見直しが行われることがありますので、御留意をお願いします。
参考・引用	[1]スポーツ庁. 安全に運動・スポーツをするポイントは？ 資料 1 (2020 年 5 月 22 日) p1-4 https://www.mext.go.jp/sports/content/20200522-spt_sseisaku01-000006777_2.pdf [2]新型コロナウイルス感染症対策専門家会議. 人との接触を 8 割減らす、10 のポイント (2020 年 4 月 22 日) https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000624642.pdf

No.	感染対策-7
Question	通所系サービス事業所での集団リハ時の感染予防対応で注意する事は何かありますか。
Answer	リハビリはできるだけ集団での実施を避けることが最善です。[1] やむを得ず実施する際には、必ず 3 密を避ける・ソーシャルディスタンスをとることを意識し、避けられない場合は中止してください。[2] ・同じ場所で一度に行う人数を制限しましょう。[3] ・利用者同士は 2m（同じ方向を向く場合は最低 1m）の間隔を保ちます。[3,4] ・声を出す機会を最小限にし、声を出す場合はマスク着用やパーテーション設置を行います。[3] ・利用者同士での物品の共有は避けます（間に消毒を行う際は可能）。[3] ・窓の開放によって換気する場合は 30 分に 1 回以上、数分間程度、窓を全開にしてください。＊部屋の空気すべてを外気と入れ替えてください。[5] ・空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、2 方向の壁の窓を開放してください。窓が 1 つしかない場合は、ドアを開けてください。[5]
参考・引用	[1]日本環境感染学会. 高齢者福祉施設従事者のための Q&A（第 2 版）（2020 年 5 月 26 日）p2-3 http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/koureisyashisetsu_Q%E5%86%A_2.pdf [2]一般社団法人 日本リハビリテーション病院・施設協会. 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けたリハを提供する病院・施設における注意点（第一報）（2020 年 5 月 4 日）p2 https://www.rehakyoh.jp/wp/wp-content/uploads/2020/05/20200504_2.pdf [3]厚生労働省. 社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）（2020 年 4 月 7 日）p11-12 https://www.mhlw.go.jp/content/000619845.pdf [4]文部科学省. 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020 年 5 月 22 日 Ver.1）p27 https://www.mext.go.jp/content/20200522_mxt_kouhou02_mext_00029_01.pdf [5]厚生労働省. 「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法（2020 年 4 月 3 日）p2 https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf